

## 「国際・若手支援強化枠」の補助事業期間について

今回の交付内定の対象は、令和7(2025)年度科学研究費助成事業として応募を受け付けた研究課題のうち、令和6年度補正予算により「国際・若手支援強化枠」で採択された新規研究課題です。

今回交付内定を行った研究機関の補助事業期間開始日は令和7年2月28日となりますが、補助事業期間終了日は研究計画の期間によって以下のとおり異なります。

### 【3年間の研究計画の場合】

補助事業期間は令和7年2月28日から令和10年3月31日までとなります。補助事業期間の延長を希望する場合は、最終年度の3月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を提出し、令和11年3月31日までの延長を申請することが可能です。なお、1年間を超えて延長することはできません。



### 【4年間の研究計画の場合】

補助事業期間は令和7年2月28日から令和11年3月31日までとなります。補助事業期間の延長を希望する場合は、最終年度の3月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を提出し、令和12年3月31日までの延長を申請することが可能です。なお、1年間を超えて延長することはできません。



### 【5年間の研究計画の場合】

基盤研究(B・C)の補助事業期間の上限は5年間であるため、補助事業期間は令和7年2月28日から令和12年2月27日までとなります。最終年度の年度末まで研究を実施しようとする場合は、令和12年2月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を提出し、1か月間の延長を申請する必要があります。

また、最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合は、令和12年2月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を提出し、令和13年3月31日まで1年1か月の延長を申請することが可能です。

